

函館大谷短期大学学則

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 本学は、仏教主義を基盤として、教育基本法及び学校教育法並びに児童福祉法の趣旨によって、一般教養を高めるとともに専門の知識と技能を授け、将来の国家並びに世界の平和と幸福の増進に協力、寄与できる人間を育成し、併せて地域社会の向上に資することを目的とする。
- 2 コミュニティ総合学科は、前項の目的を踏まえ、社会のニーズに的確に対応できる知識と技能を身につけ、地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
- 3 こども学科は、第1項の目的を踏まえ、保育者として必要な基礎知識、技能を学ぶと同時に、職業人としての人格向上を目指し、人間性豊かな保育者・支援者の育成を目的とする。

(自己評価等)

- 第 2 条 本学は教育水準の維持向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況についての自己点検及び評価を行う。
- 2 自己点検及び評価については、別に定める自己点検及び評価に関する規程による。

第 2 章 学科・学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

- 第 3 条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	総 定 員
コミュニティ総合学科	40人	80人
こども学科	70人	140人

(修業年限及び在学年限)

- 第 4 条 本学の修業年限は2年とする。
- 2 学生は、4年を超えて在学することはできない。
- 3 第1項の規定に関わらず、修業年限を超える一定期間にわたり授業科目を履修する長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第 3 章 学年・学期及び休業日

(学 年)

- 第 5 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

- 第 6 条 学年を前期、後期の2学期に分ける。

(休 業 日)

- 第 7 条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 毎月第2、第4土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 本学の開学記念日 6月10日
- (5) 春期休業日 3月 1日から3月31日まで
- (6) 夏期休業日 7月20日から8月20日まで
- (7) 冬期休業日 12月20日から1月20日まで

- 2 必要がある場合は、学長は前項の休学日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第 4 章 入学・退学・転学・休学及び除籍等

(入学の時期)

第 8 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 9 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

1. 高等学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
3. 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
 - (2) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (5) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者（但し、コミュニティ総合学科に限る。）

(入学志願者)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・転学)

第13条 本学に再入学又は他の短期大学から転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項で入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(転 科)

第14条 在学中に他の学科への転科を希望する者には、学長が許可することができる。

- 2 転科を許可された者の履修方法は別に定める。

(退 学)

第15条 退学しようとする者は、必要な手続きを経て後、学長が許可をする。

(休 学)

第16条 疫病その他やむを得ない事情により2カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疫病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 特別の理由がなく、授業料の滞納が著しい者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に2年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復 学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第19条 次の各号の1に該当する者は、学長が除籍する。

1 第4条第2項に定める在学年限を超えた者

2 第17条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

3 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

4 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(復 籍)

第20条 前条第3項により除籍された者が復籍を願い出た場合には、学長が許可することができる。

第 5 章 教育課程及び履修方法等

(授 業 科 目)

第21条 授業科目の種類、単位等は、コミュニティ総合学科が別表第1、こども学科は別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

1 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。なお、各講義及び演習の単位と時間は学科の定めるところとし、講義概要に示すものとする。

2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。なお、各実験、実習及び実技の単位と時間は学科の定めるところとし、講義概要に示すものとする。

(単位の授与)

第23条 履修した授業科目において授業時間数の3分の2以上に出席し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(履修科目の登録の上限)

第24条 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、以下のとおりとする。

コミュニティ総合学科 48 単位

こども学科 65 単位

(学習の評価)

第25条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。

(単位互換学生(特別聴講学生))

第26条 本学の学生で、原則として予め本学と事前協議が成立している他の大学、短期大学又は高等専門学校(以下「他大学等」という)の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学等の協議に基づき、教授会の議を経て学長が単位互換学生(特別聴講学生)等として履修を許可することができる。

2 単位互換学生(特別聴講学生)等に対しては、他の大学、短期大学又は高等専門学校からの

成績通知に基づき、単位を認定する。

3 単位互換学生(特別聴講学生)に関する事項は別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目等の履修等)

第27条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学以外の教育施設における学修)

第28条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合せて30単位を超えないものとする。

(入学前の取得単位の認定)

第29条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条第1項および前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第30条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の1号及び2号により、コミュニティ総合学科は62単位以上、こども学科は66単位以上修得しなければならない。

1 コミュニティ総合学科

教養系授業科目 14単位以上

専門系授業科目 48単位以上

2 こども学科

教養教育科目 14単位以上

専門教育科目 52単位以上

(資格の取得)

第31条 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業要件を充足し、かつ教育職員免許法および同法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教員免許状の種類は次のとおりとする。

学 科	取得できる教員免許状の種類
こども学科	幼稚園教諭二種免許状

3 その他教育職員免許状の取得に関する必要な事項は、別に定める。

4 本学こども学科において保育士の資格を得ようとする者は、第30条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(課程修了の認定および卒業)

第32条 本学に2年以上在学し、第30条に定める所定の単位を修得した者については、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第33条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第7章 検定料・入学料・授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第34条 本学の検定料、入学料等の金額は次のとおりとする。

検定料	30,000円
入学料	220,000円
授業料	930,000円
新入生研修費	20,000円
実習費	30,000円(コミュニティ総合学科のみ)

2 前項に関わらず、学則第4条第3項による長期履修学生に関しては別に定める。

(授業料等の納入期)

第35条 授業料等は、次の4期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

第1期 納期	4月中
第2期 納期	6月中
第3期 納期	9月中
第4期 納期	12月中

2 前項に規定する者以外の者が指定された期日までに授業料等を納入しない場合は、期末試験を受けることができない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第36条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第37条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第38条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第40条 納付した検定料、入学料、授業料、新入生研修費及び実習費は、原則として返付しない。

第8章 教職員組織

(職員組織)

第41条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

2 学科に学科長を置く。

3 副学長、学科長に関する必要事項は別に定める。

第 9 章 教 授 会

(教 授 会)

第 4 2 条 本学にて教育研究に関する重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第 4 3 条 教授会は学長及び副学長並びに教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

(そ の 他)

第 4 4 条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第 10 章 専 攻 科

(専 攻 科)

第 4 5 条 本学にてこども学科に専攻科を置く。

(専攻科の目的)

第 4 6 条 専攻科は、本学が設置するこども学科の教育の基盤の上に精深な程度において、必要な特別の課目を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(専攻科の名称及び入学定員)

第 4 7 条 専攻科の名称及び入学定員は次のとおりとする。

福祉専攻 25人

(修業年限及び在学年限)

第 4 8 条 専攻科の修業年限は1年とする。

- 2 学生は2年を超えて在学することはできない。

(入学資格及び入学許可)

第 4 9 条 専攻科に入学することのできる者は次の者とする。

- 1 保育士の資格を有し、短期大学を卒業した者
- 2 保育士の資格を有し、かつ、その短期大学の専攻科において、短期大学を卒業したと同等以上の学力があると認められた者
- 2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考の上入学を許可する。

(授業科目及び単位数等)

第 5 0 条 授業科目の種類及び単位数等は別表第3のとおりとする。

(単位の認定)

第 5 1 条 履修した授業科目において、出席時間数が授業時間数の3分の2（但し、介護実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の単位を認定しない。

(修了の要件及び修了の認定等)

第 5 2 条 専攻科を修了するためには、専攻科に1年以上在学し、別表第3に定めるところにより次の単位数以上を取得しなければならない。

福祉専攻 54単位

- 2 前項の者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。
- 3 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(資格の取得)

第 5 3 条 専攻科において介護福祉士の登録の資格を得ようとする者は、別表第3に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

(検定料等の金額)

第 5 4 条 専攻科の検定料、入学金等の金額は、次のとおりとする。

検定料 30,000 円

入学料	220,000	円
授業料	930,000	円
実習費	80,000	円

(その他)

第55条 本章に定めるもののほか、本学学生に関する規定は、これを専攻科学生にも準用する。

第11章 科目等履修生

(科目等履修生)

第56条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第57条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(懲戒)

第58条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、手続きを経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

2 懲戒に関する必要な事項は別に定める。

附 則

1 この学則は昭和38年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は昭和39年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は昭和42年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は昭和55年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は昭和56年4月1日から施行し、第26条の規定は昭和56年度の入学者から適用する。

2 昭和56年度において幼児教育科の総定員は、第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学 科		学生総定員
		昭和56年度
幼児教育科	第1部	50人
	第2部	20人

附 則

- 1 この学則は昭和57年4月1日から施行し、第26条の規定は昭和57年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は昭和59年4月1日から施行し、第27条の規定は昭和59年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は昭和60年4月1日から施行し、第26条の規定は昭和60年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は昭和61年4月1日から施行し、第26条の規定は昭和61年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は昭和62年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成元年4月1日から施行し、第26条及び第45条の規定は平成元年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成2年4月1日から施行し、第25条及び第44条の規定は平成2年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成4年4月1日から施行し、第22条、第23条、第25条及び第44条の規定は平成4年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成6年4月1日から施行し、第25条及び第44条の規定は平成6年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成7年4月1日から施行し、第25条及び第44条の規定は平成7年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成7年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成8年4月1日から施行し、第25条及び第44条の規定は平成8年度の入学者から

適用する。

附 則

- 1 この学則は平成9年4月1日から施行し、第25条及び第44条の規定は平成9年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成10年4月1日から施行し、第25条及び第44条の規定は平成10年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成11年4月1日から施行し、第25条及び第44条の規定は平成11年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成12年4月1日から施行し、第25条及び第44条の規定は平成12年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成13年4月1日から施行し、第25条及び第44条の規定は平成13年度の入学者から適用する。

ただし、検定料については、平成13年度の受験者から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成14年度から施行する。ただし、平成13年度以前の入学者については、第22条及び別表1、2は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成15年4月1日から施行し、第29条及び第48条の規定は平成15年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の入学者については、第2条、第19条、第26条及び別表1、第4は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成18年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行し、第8条の規定は平成18年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行し、第32条及び第52条の規定は平成21年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、別表2は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成28年4月1日から施行する。

別表第1 コミュニティ総合学科

科 目	必 修	選 択	備 考	
教養系授業科目				
人 間 学 I	2		教養系授業科目の中から 14単位以上と、専門系授 業科目、各カテゴリー及び 資格科目から48単位以上 を履修し、卒業に必要な62 単位を修得すること	
函館の歴史と文化	2			
ボランティア活動論		2		
情報基礎演習		2		
社会心理学		2		
文章・言語表現		2		
英 会 話		2		
中 国 語 会 話		2		
韓 国 語 会 話		2		
ウィンタースポーツ		1		
人 間 学 II		2		
法 学 入 門		2		
社会学概論		2		
社会福祉概論		2		
国際比較文化論		2		
現代地域学論		2		
衣 生 活 論		2		
食 生 活 論		2		
住 生 活 論		2		
専門系授業科目				
地域専門ゼミナール I	2			
地域専門ゼミナール II	2			
インターンシップ I	1			
インターンシップ II	2			
プロジェクトワーク	2			
コミュニティワーク	2			
フィールドワーク	2			
コミュニケーション学概論		2		
プレゼンテーション概論		2		
経済学入門		2		
マーケティング		2		
プレゼンテーション演習 I		2		
プレゼンテーション演習 II		2		
情報機器利用プレゼンテーション演習		2		
秘書学概論		2		
秘書実務		2		
ビジネス実務カテゴリー				
経営学入門		2		
オフィスマネジメント		2		
ビジネス実務総論		2		
ビジネス実務演習		2		
キッズ・マーケティング		2		
地域ブランド研究		2		
マーケティング戦略		2		

科 目	必 修	選 択	備 考
情報カテゴリー			
データベース演習Ⅰ		1	
データベース演習Ⅱ		1	
ネットワーク演習		1	
情報科学概論		2	
情報機器概論		2	
プログラミング演習		2	
情報システム概論		4	
コミュニケーション・心理カテゴリー			
ビジネスコミュニケーション概論		2	
人間関係論		2	
ホスピタリティ論		2	
産業心理学		2	
コミュニケーション学特講		2	
ビジネスコミュニケーション特講		2	
資格科目			
情報処理技術者試験対策Ⅰ		2	
情報処理技術者試験対策Ⅱ		2	
情報処理技術者試験対策Ⅲ		1	
販売士検定対策講座Ⅰ		2	
販売士検定対策講座Ⅱ		2	
簿記Ⅰ		1	
簿記Ⅱ		1	
介護職員初任者研修		8	
医療管理論		2	
医療秘書実務		2	
医学一般		2	
医療事務Ⅰ		2	
医療事務Ⅱ		2	
カラーコーディネイターⅠ		1	
カラーコーディネイターⅡ		1	

別表第2 こども学科

科 目	必 修	選 択	備 考
教養教育科目			
人 間 学 I	2		
人 間 学 II		2	
生 活 と 音 楽		2	
こ ころ の 科 学		2	
日 本 国 憲 法 学		2	
政 治 学		2	
自 然 科 学 概 論		2	
情 報 処 理 演 習		2	
日 本 語 表 現 法		2	
身 体 障 害 者 福 祉 論		2	
障 害 者 福 祉 論		2	
現 代 地 域 学 論		2	
英 語		2	
英 会 話 論		2	
健 康 科 学 論		1	
健 康 と ス ポ ー ツ		1	
専門教育科目			
幼 児 音 楽 I	2		
器 楽 I	2		
器 楽 II		1	
器 楽 III		1	
声 楽 I	2		
幼 児 美 術 I	2		
幼 児 体 育 I	2		
基 礎 国 語		2	
児 童 文 化 I	2		
社 会 福 祉 論		2	
相 談 援 助		1	
児 童 家 庭 福 祉 論	2		
保 育 原 理	2		
保 育 原 理 II		2	
社 会 的 養 護		2	
養 護 原 理 II		2	
保 育 実 習 I		4	
保 育 実 習 II		2	
保 育 実 習 III		2	
保 育 実 習 指 導 I		2	
子 ども の 保 健 I A	2		
子 ども の 保 健 I B		2	
子 ども の 保 健 II	1		
子 ども の 食 と 栄 養 論		2	
家 庭 支 援 論		2	
乳 児 保 育 I		2	
乳 児 保 育 II		2	

科 目	必 修	選 択	備 考
社会的養護内容		1	
地域福祉論		2	
老人福祉論		2	
視聴覚教育		1	
こどもの造形と遊び		1	
こどもの音楽と遊び		1	
こどもの健康と遊び		1	
障がい児保育		2	
地域子育て支援論		1	
日本のことば		2	
ボランティア活動論		2	
福祉心理学		2	
福祉住環境コーディネーターI		1	
教育カウンセリング		1	
セラピー概論		2	
保育心理演習		1	
卒業研究	1		
教育原理	2		
教育心理学	1		
保育の心理学I		2	
教育財政学		1	
臨床心理学		2	
指導計画論		2	
保育内容研究I(人間関係)	2		
保育内容研究II(言語)	2		
保育内容研究III(環境)	2		
保育内容研究IV(健康)	2		
保育内容研究V(表現)	2		
教育方法論		2	
教育実習		4	
教育実習指導		1	
相談心理学		2	
保育者・教師論		2	
保育・教職実践演習(幼稚園)		2	
保育内容総論		1	
保育相談支援		1	
保育実習指導II		1	
保育実習指導III		1	
社会福祉法制		2	

別表第3 専攻科福祉専攻

科 目	必 修	選 択	備 考
社 会 の 理 解	1		
介 護 の 基 本 I	4		
介 護 の 基 本 II	4		
リハビリテーション論	2		
介 護 予 防 論	2		
コミュニケーション技術	2		
生 活 支 援 技 術 I	2		
生 活 支 援 技 術 II	2		
生 活 支 援 技 術 III	1		
生 活 支 援 技 術 IV	2		
生 活 支 援 技 術 V	2		
レクリエーション支援法	1		
介 護 過 程 I	2		
介 護 過 程 II	2		
介 護 過 程 III	1		
介 護 総 合 演 習 I	1		
介 護 総 合 演 習 II	1		
介 護 実 習 I	2		
介 護 実 習 II	3		
発 達 と 老 化 の 理 解	2		
認 知 症 の 理 解 I	2		
認 知 症 の 理 解 II	2		
障 害 の 理 解	2		
こころとからだのしくみ I	2		
こころとからだのしくみ II	2		
医 療 的 ケ ア I	2		
医 療 的 ケ ア II	2		
医 療 的 ケ ア III	1		
宗 教 学		2	
総 合 学 習		2	
ウインタースポーツ		1	